

バイオフィリア研究所有限会社研究事業推進のための研究所設置・運営要項

(平成17年10月2日)

(設置)

第1条

バイオフィリア研究所有限会社(以下当社という)は研究所を神奈川県藤沢市に置く。

(目的)

第2条

研究所は、各種研究開発事業等の業務に関し必要な研究・調査・審議・評価を行なうことにより、当該業務の的確、かつ、円滑な推進に寄与することを目的とする。

(研究所の組織)

第3条

研究所は、社員の内適任と認める者で組織する。

2 研究所は、研究部門と研究支援部門により構成する。

3 研究所の職員は主任研究員及び研究員とし、学識経験を有する者のうちから当社代表取締役が任命する。

4 研究員の任期は、任命の日から配置転換を命ずる日までとする。ただし、研究員が配置転換願い書を提出し配置転換を求めた場合又は退職届書を提出し退職を希望した場合に於いては、当社代表取締役が願い書又は届書を受理した日までとする。

5 前項の規定にかかわらず、当社代表取締役が必要と認めるときは、別に任期を定めることができる。

6 非常勤研究者を委嘱することができる

7 当社代表取締役は研究所長・教授を兼務できる。

(研究所長)

第4条

研究所の事務を総理するために主任研究員の内から研究所長を置き、取締役の内からこれを定める。

2 研究所長に事故があるときは、あらかじめその指名する研究員が、その職務を代理する。

3 研究所長は、必要な研究員を予算の範囲内に於いて雇用することが出来る。

4 研究所長(名誉)をおくことができる

5 研究所長(名誉)は研究に関する助言を行う。

(研究員以外の者の研究参加)

第5条

研究所長は、必要があると認めるときは、研究員以外の者を研究所に所属させ、研究に従事させることができる。

(研究委員会及び研究委員会委員)

第6条

研究所に、専門の事項を調査・審議するため、必要に応じ、研究委員会を置くことができる。

2 研究委員会に属すべき研究員(以下「研究会研究員」という。)は、当社社員又は研究所長が委嘱する。

3 第3条第3項より第5項の規定は、研究委員会委員に準用する。

4 第4条及び第5条の規定は、研究委員会又は研究委員会委員に準用する。この場合において、「研究所」とあるのは「研究委員会」と、「研究員」とあるのは「研究会委員」と読み替えるものとする。

(公的研究費に係る諸手続)

第7条

本研究所は、公的研究費に係る諸手続として次の各号に掲げる事項を行うものとする。

(1)応募・交付申請に係る手続に関する事。

(2)交付申請書の記載内容の変更に係る手続に関する事。

(3)実績報告に係る手続に関する事。

(4)研究成果報告に係る手続に関する事。

(5)間接経費に係る事務手続に関する事。

(6)研究費に係る適正執行に関する事。

(報告)

第8条

研究所長は、必要の都度、研究所又は研究委員会における調査・審議の結果を取りまとめ、当社取締役会に報告する。

2 研究委員会委員長は、当該研究委員会における調査・審議の結果に次いで、適宜、代表取締役又は研究所長・研究所長(名誉)に報告するものとする。

(庶務)

第9条

研究所の庶務は、研究所の総務担当において行なう。

(会計)

第10条

研究所の会計は、研究所の会計担当において行なう。

1 直接経費の管理は、会計担当がこれを行う。

2 会計担当は、直接経費を自己の名義で直ちに預金しなければならない。

3 直接経費の預金より生じた利息については、当該研究を遂行するために必要な経費に充当するものとする。

4 研究者は、間接経費の交付を受けたときは、所長に譲渡しなければならない。

5 所長は、研究者から間接経費の譲渡を受けたときは、直ちに本研究所の収入として受け入れるものとする。

6 研究者が交付を受けた間接経費について、当該研究者が他の研究機関に所属することとなる場合には、

当該他の研究機関が間接経費の譲渡を受け入れないこととしている場合を除き、直接経費の残額の 30 パーセントに相当する額の間接経費を当該他の研究機関に送金するものとする。

(廃止)

第11条

当社業務の終了又は企業目的を失った場合は、社員総会の議決により、研究所を廃止する。

(雑則)

第12条

この要項に定めるもののほか、研究所及び研究委員会の運営に関し必要な事項は、研究所長が定めることができる。

2 この要項の、改訂は取締役会に於いて定める。

附則

この要項は、平成17年10月2日取締役会に於いて議決し、同日から実施する。

2. 平成27年9月1日、改訂した。改定に伴いバイオフィリア研究所有限会社科学研究費補助金事務取扱要項を、平成27年9月1日廃止した。